

令和 6 年 5 月 3 1 日

高校生等の保護者の皆様へ

勝浦町教育委員会

高校生等生活費援助事業について

日頃は、町教育行政に御理解、御協力をいただき感謝を申し上げます。

この度、勝浦町では令和 6 年 4 月 1 日現在に高校生等を養育している勝浦町に住所のある保護者等の方を対象に高校生等 1 人につき、10 万円の援助費を支給させていただきます。

勝浦町は、町内に高校等が少ないことや町外にある高校等への通学時間の長さ、また、通学費用等の家計への負担など高校等への進学面で、都市部に比較し、不利な状況にあります。

今回の事業は、こうした町の状況に加え物価高騰など日常生活の不安や経済的な負担の増大等への対策として実施します。

事業の実施により、子どもたちが夢を見つけ、追いかけて、叶えられる教育の環境づくりにつながっていくとともに、ふるさと勝浦への愛着を持ち、ふるさとを大切に考えていただく機会にしていいただければと願っています。

なお、この御案内は、高校生等に該当する生年月日（平成 18 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれ）の方の世帯主様宛てに送付しておりますので、お手数ですが、保護者等の方への取り次ぎをお願いします。

※ 「高校生等」とは、

学校教育法第 1 条に規定する高等学校（専攻科を除く。定時制、通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第 1 学年から第 3 学年まで及び学校教育法第 124 条に規定する専修学校の高等課程に在学の方となります。

【 提出書類 】

- ① 申請書（※申請者は保護者の方となります）
- ② 請求書（※請求者は保護者の方となります）
- ③ 在学証明書（※在籍している学校に交付を依頼してください）
- ④ アンケート（※別紙様式もしくはQRコードから御回答をお願いします）

【 手続き 】

提出書類： 上記記載
提出場所： 勝浦町教育委員会
提出期限： 令和6年12月2日（月）

【 注意事項 】

- ・できるだけ、9月30日（月）までに御提出をお願いいたします。
- ・提出期限の2か月前までに御提出いただけていない場合は、文書等で再度御連絡させていただきます。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1

勝浦町教育委員会事務局

電 話 0885-42-2515

I P 電話 050-3438-7148

ファックス 0885-42-4900

メールアドレス kyouiku@town.katsuura.i-tokushima.jp